

原案可決

議提議案第 3 号

公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保 に関する意見書

建設業就労者数は全国で約 6 3 0 万人と、全産業の就労者の 1 0 % を占めており、経済活動と雇用機会の確保に大きな役割を担っている。

しかしながら、建設業における元請けと下請けという重層的な関係の中で、建設産業労働者の賃金体系は現在も確立されておらず、景気に明るさが見えつつあるというものの、デフレにおける受注の競争の激化や近年の公共工事の減少が、施工単価や労務費の引き下げにつながり、現場で働く労働者の賃金と生活に大きな影響を及ぼしている。

平成 1 2 年 1 1 月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が制定され、「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるように努めること」との付帯決議がおこなわれたところである。

さらに、諸外国では公共工事に関わる賃金の確保等を定める「公契約法」の制定が進んでいる。

については、建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技能労働者の育成を図るため、公共工事における新たなルールづくりとして、下記事項を推進されるよう要望する。

1. 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の付帯決議事項について、実効ある施策を実施すること。
2. 公共工事において、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう「公契約法」の制定を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月8日

熊谷市議会

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

国土交通大臣 様

厚生労働大臣 様

農林水産大臣 様

提出者	議 員	江 森 茂 美
〃	〃	小 林 甚 一
〃	〃	栗 原 健 昇
〃	〃	大久保 照 夫
〃	〃	泉 二 良
〃	〃	松 本 亘
〃	〃	林 真佐子
〃	〃	岡 村 文 男
〃	〃	牛 込 志津江
〃	〃	石 橋 咲 子